

# 自転車事故の全国的なデータを見てみると…



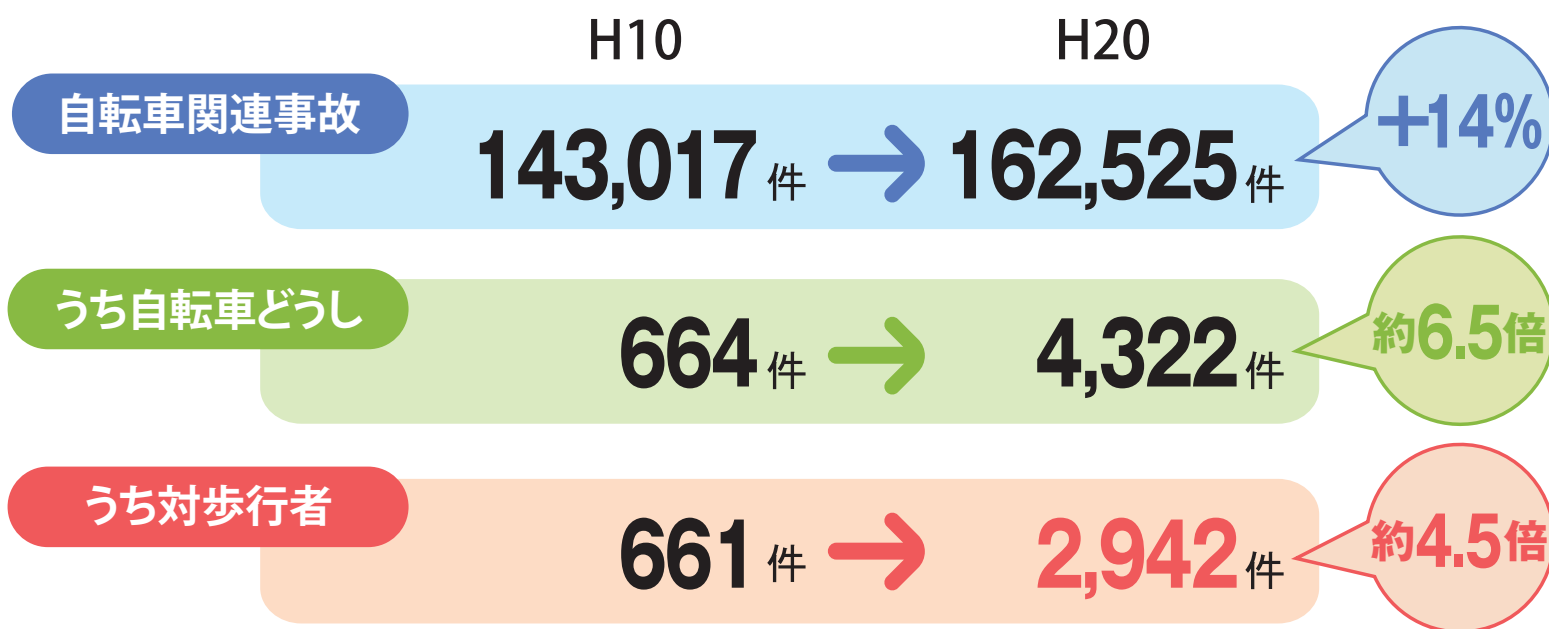
## 誰もが安全・安心・快適に通行できる環境の整備が必要です。

1970年（昭和45年）に道路交通法が改正され、一部「歩道通行可」という標識がある歩道に限り、自転車の歩道通行が認められました。これは当時、自転車の事故が頻発したため、自転車が安全に走行できる環境が整備されるまでの緊急避難措置とされていましたが、その後、自転車走行空間の整備は進まず、自転車が歩道を走らざるを得ない環境づくりが進められました。歩道上に数倍の速度差がある歩行者と自転車を混在させれば、事故につながる可能性が高いことは言うまでもありません。「歩道」を文字通り歩行者のものにし、自転車のための走行空間を物理的に区別することが必要です。

※参考 NPO 自転車活用推進研究会アンケート中間報告

### データで見る事故件数の推移

- 平成10～20年の間に、自転車関連の事故は全体で14%（約2万件）増加
- そのうち、自転車どうしの事故が約6.5倍、**対歩行者の事故は約4.5倍に増加**



※ 対歩行者の事故件数は、警察に届け出のあったものだけであり、実態はもっと多くの事故が発生しているものと考えられます。

（資料：警察庁ホームページ）